

#### iv. 指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護のための措置として実施する措置の内容は、国民保護法の各条において具体的に規定されています。

事業者区分	主な業務
放送事業者	警報、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報の内容の放送
運送事業者	避難住民の運送、緊急物資の運送、旅客・貨物の運送の確保のための措置（ <b>施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等</b> ）
日本赤十字社	都道府県知事が行う救援への協力、外国人に関する安否情報の収集（ <b>義援金の出展、ボランティア活動等</b> ）
電気通信事業者	避難施設における通信設備の臨時設置、国民保護措置に必要な通信の優先等（ <b>一般の通信利用の制限による優先的な接続等</b> ）
日本銀行	銀行券発行、通貨及び金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持等（ <b>金融機関の営業時間延長のあっせん・指導、金融機関の所持現金の確保の指導・援助等</b> ）
電気事業者・ガス事業者	電気・ガスの安定的かつ適切な供給（ <b>関係職員の参集、停電時の電力融通、送電停止・ガス供給停止による危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等</b> ）
郵便事業・一般信書便事業者	郵便及び信書便の確保（ <b>郵便物等の送達の確保、窓口業務の維持等</b> ）
医療機関	医療の確保（ <b>開業時間延長、施設の安全性の確保、救急患者等の搬送体制の確保等</b> ）
公共的施設の管理者	河川管理施設、道路、空港等の適切な管理（ <b>施設の適切な維持管理等</b> ）
災害研究機関	武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する指導、助言等（ <b>武力攻撃災害の状況に応じた技術協力、情報及び資料の提供、調査団の派遣等</b> ）

